

大規模災害時の協力建設事業者登録制度

協力して頂ける建設事業者を令和7年度も募集します！

～皆様の“熱意と支援”が必要です～

■登録制度の目的

大規模災害時には、県民の安全の確保及び社会経済活動の回復に向け、迅速に応急工事等を実施する必要があり、**地域の建設事業者の皆様の協力が不可欠**です。

この登録制度は、大規模災害時に公共土木施設の被災や土砂災害等が多発し、その地域内の建設事業者だけでは対応が困難な場合に備え、応急工事等の対応が可能な建設事業者を登録しておくことで、公共土木施設の早期復旧に向けた体制づくりを確保するものです。

■募集内容

①登録要件

次の全ての要件に満たす建設事業者の方を対象

- ・ 広島県の建設工事等入札参加資格を有する者
- ・ 土木一式工事又は法面処理工事の業種について資格の認定を受けている者
- ・ 広島県内に本店又は支店等を有する者
- ・ 災害発生時に応急工事等を迅速に実施できる者

②申請内容

活動できる地域、連絡系統、保有する建設資機材 等

③申請方法

広島県のホームページから広島県電子申請システムにより申請

④申請期間

令和7年3月24日（月）から令和7年5月14日（水）まで

⑤登録の有効期間

令和7年6月1日（日）から令和8年5月31日（日）まで

■登録されると

- ① 応急工事等に要した費用は、他地域での活動に要する旅費等を含め県が負担します。
- ② 協力建設事業者として登録された場合、広島県の建設工事等の入札参加資格認定や、経営事項審査における「防災協定の締結の有無」において加点対象となります。

本制度の詳細については、広島県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/kyouryokukensetsujigyosha.html>

 広島県土木建築局 技術企画課



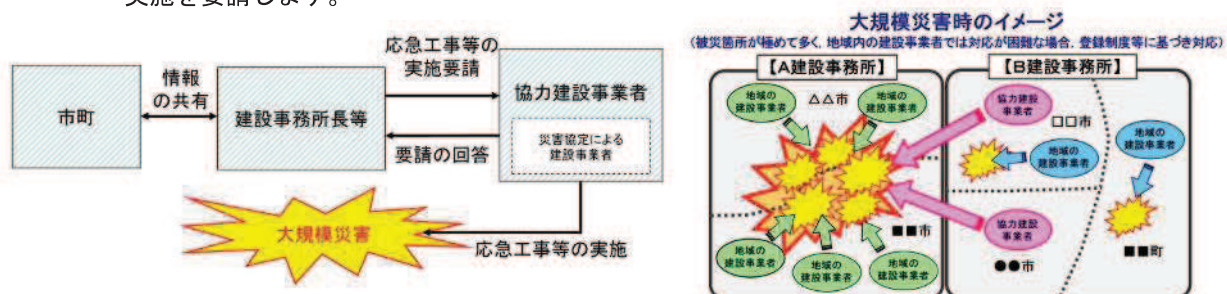
■ 応急工事等の事例



■ Q & A

【Q 1】 いつ、どのように実施する事になるの...

【A 1】 例えば、平成30年7月豪雨災害などのような大規模災害時において、地域内の建設事業者だけでは応急対応等が困難な場合に、活動可能な地域を登録している建設事業者の方に応急工事等の実施を要請します。



【Q 2】 活動する内容は...

【A 2】 公共土木施設等に被害が発生又は発生するおそれのある場合において、建設事務所等が緊急に実施する必要があると認める工事を想定しています。
(例) 道路啓開、土砂災害による崩土や流木の撤去、大型土のうの設置、仮排水など

【Q 3】 どのような事を事前に登録する必要があるの...

【A 3】 大規模災害時には、広範囲に数多くの応急工事等を迅速に対応することが求められることから、事前に活動が可能な地域を市町単位（広島市は区単位）や保有する建設資機材、連絡系統などの登録をお願いします。
(詳細は、県ホームページで確認ください)



【Q 4】 他地域の応急工事に対応した場合の費用負担は...

【A 4】 遠隔地から他地域での活動に要する労働者（旅費を含む）や建設資機材などの費用は、県の基準に基づき県が負担します。

■ お問い合わせ先

登録制度へのご質問などは、お気軽にお問い合わせください。

広島県土木建築局技術企画課 事業調整グループ

住所：〒730-8511 広島市中区基町10-52

TEL：082-513-3853（直通）

E-mail：dogikikaku@pref.hiroshima.lg.jp